

第1 損害回復・経済的支援等への取組

- 1 損害賠償の請求についての援助等
 - 賠償金の国による立替払
 - 最高額ではなく補償自体を自賠償並みに
 - 交通事件の補償について自賠償への一本化
- 2 給付金の支給に係る制度の充実等
 - 給付金の適用範囲の拡大、支給対象の拡大
 - 緊急貸付制度の導入
 - 生活保護の審査から給付金の金額を除外
- 3 居住の安定
 - 公営住宅への優先入居の徹底
- 4 雇用の安定
 - DV被害者への配慮

第2 精神的・身体的被害の回復・防止の取組

- 1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供
 - 性暴力に対するワン・ストップセンターの整備
 - 性犯罪被害者に対する医療費の公的負担
 - PTSD治療費の公的負担
 - 医療機関等における人材育成
- 2 安全の確保
 - 保護命令発令中の加害者情報の提供
- 3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等
 - 公判傍聴における付添い支援員の傍聴席の優先的確保
 - 優先傍聴の際の犯罪被害者への配慮
 - 裁判所における被害者控え室の設置

第3 刑事手続への関与拡充への取組

- 1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等
 - 不起訴記録の開示、検察官手持ち資料の交付
 - 交通犯罪について送検前の実況見分調書等の開示
 - 被害者参加旅費の支給
 - 公判前整理手続への被害者参加
 - 性犯罪被害者に対する裁判員裁判・裁判官裁判の選択権付与

第4 支援等のための体制整備への取組

- 1 相談及び情報の提供等
 - 学校内における犯罪被害者に対する支援
 - 長期的支援への取組
 - 自治体に対する窓口設置の再徹底、自治体の被害者支援に対する意識の高揚
 - 海外における邦人の犯罪被害者に対する情報提供
- 2 調査研究の推進
 - 性暴力被害の実態調査
 - 地方自治体レベルでの職員研修の充実
- 3 民間の団体に対する支援
 - 民間団体に対する経済的援助の充実
 - 基金の創設
 - 募金について法的根拠の創設

第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

- 1 国民の理解の増進
 - 義務教育課程における被害者問題教育の推進
 - 性暴力に関する教育の義務化
 - 交通犯罪に対する国民の理解増進を図るために慰霊祭の開催

その他

- 振り込め詐欺残余金の犯罪被害者支援充実への活用
- 公訴時効の撤廃
- 性暴力禁止法の制定、性犯罪の厳罰化
- 被害申告のない隠れた性犯罪被害者への支援
- 犯罪被害者庁の設置